

安全データシート

作成日 2004年 5月 25日

改訂日 2024年 4月 1日

1. 化学品及び会社情報

製品名	OAクリーナー スプレータイプ
品番	OC-005
コード	62-021
会社名	プラス株式会社
住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28虎ノ門タワーズオフィス12F
担当部門	CSR本部 品質保証部
緊急連絡電話番号	03-5860-8005
FAX番号	03-5860-8013
E-mail	env_psc@plus.co.jp
整理番号	G06D0113
推奨用途及び 使用上の制限	OA機器用洗浄剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3

健康に対する有害性

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A

生殖毒性 : 区分2

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） : 区分1（中枢神経系、全身毒性）
区分3（気道刺激性）

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露） : 区分1（血液系）

※記載のない項目は「区分に該当しない」「分類できない」

ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

強い眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

臓器の障害

呼吸刺激を起こすおそれ

眠気またはめまいのおそれ

長期にわたる、または反復暴露による臓器の障害

注意書き

【安全対策】

- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
- 容器を密閉しておくこと。
- 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

【応急措置】

- 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。
- ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。

【保管】

- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 容器を密閉しておくこと。
- 施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物
 化学名又は一般名 : オフィスクリーナー
 成分及び含有量

成分	CAS No.	含有量(wt%)	官報公示整理番号	PRTR 法
イソプロピルアルコール	67-63-0	20wt%以下	2-207	—
水	7732-18-5	80wt%以上	—	—

4. 応急措置

吸入した場合 : 吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢

で休息させること。

眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。

呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。

呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。

上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

: 直ちに水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。

直ちに、汚染された衣類をすべて取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。

皮膚刺激または手荒れや発疹・水泡などが生じた場合は、直ちに医師の診断を受けること。

この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。

気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。

汚染した衣類を再使用する場合は洗濯してから使用すること。

水で洗浄したのちに衣類が皮膚に張りついている場合は、無理にはがしてはならない。

眼に入った場合

: 直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。

コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。

眼の刺激が続く場合は医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合

: 直ちに水で口の中を洗浄する。

直ちに医師の診断を受けること。

無理に吐かせないこと。

子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受けること。

被災者に意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。

必要に応じて、人工呼吸や酸素吸入を行う。

医師に製品ラベルもしくは、SDSをみせる事。

最も重要な兆候及び症状

: データなし

応急措置をする者の保護

: データなし

医師に対する特別注意事項

: データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

: 初期火災には、粉末、二酸化炭素、乾燥砂などを用いる。

水噴霧、粉末消火薬剤

大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

使ってはならない消火剤

: データなし

火災時特有の危険有害性

: データなし

特有の消火方法

: 消火作業は、可能な限り風上から行なう。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
 周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消火活動を行う者の特別な
 保護具及び予防措置 : 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
 消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
 保護具及び緊急時措置 : 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
 漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
 こぼれた場所はすべりやすいために注意する。

環境に対する注意事項
 封じ込め及び浄化の
 方法・機材 : 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
 少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、
 残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
 大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
 アルカリ性の製品なので、必要があれば酸(希塩酸、希硫酸等)で中和する。
 有害でなければ、火気、換気等に充分注意して蒸発、拡散させる。または、散水して蒸発を促進させてもよい。
 回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止策 : 漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 使用前に取扱説明書を入手すること。
 製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

接触回避 : 熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 火花を発生しない工具を使用すること。
 防爆型の電気機器(換気装置、照明機器等)を使用すること。
 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱いは、屋外または換気のよい場所で行う。
 取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。
 取扱いの都度、容器を密閉する。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。

保管

技術的対策 : データなし
 適切な保管条件 : 製品記載の保管条件を読み、適切に保管する事。
 容器を密栓する事
 涼しい所、換気の良い場所で保管すること。
 施錠して保管すること。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火原から遠ざけること。
 安全な容器包装材料 : データなし

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度 : 200ppm (イソ^oロ^oルアルコール)
 許容濃度 : 日本産業衛生学会 (2005 年版) 400ppm (イソ^oロ^oルアルコール)
 ACGIH (2005 年版) TLV-TWA 200ppm (イソ^oロ^oルアルコール)
 TLV-STEL 400ppm (イソ^oロ^oルアルコール)
 設備対策 : 蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
 屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。
 労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則) に沿った設備を設置する。
 屋内は全体に換気する。換気の悪い場所及び蒸気が発生の多い場所には局所排気装置を設ける。
 保護具
 呼吸器の保護具 : 保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。
 手の保護具 : 保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用すること。
 眼、顔面の保護具 : 保護眼鏡 (普通眼鏡型)、必要に応じて、ゴーグル型、保護面等を着用すること。
 皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 : 液体
 色 : 無色
 臭い : アルコール臭
 融点/凝固点 : データなし
 沸点、初留点及び沸騰範囲 : データなし
 可燃性 : 可燃性液体
 爆発下限界及び上限界、
 可燃限界 : データなし
 引火点 : 32°C

自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 9.8
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に可溶
n-オクタノール、	: データなし
水分配係数	
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: 0.972 (20°C)
相対ガス密度 (空気=1)	: データなし
粒子特性	: データなし
その他のデータ	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の手扱いにおいては安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。
避けるべき条件	: 加熱、熱源、裸火
混触危険物質	: 強酸化剤 (引火性物質のため、強酸化剤との接触を防ぐこと)
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 区分に該当しない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
急性毒性 (経皮)	: 区分に該当しない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
急性毒性 (吸入: ガス)	: 分類対象外 (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
急性毒性 (吸入: 蒸気)	: 区分に該当しない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
急性毒性 (吸入: 粉塵)	: 分類できない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
急性毒性 (吸入: ミスト)	: 分類できない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
皮膚腐食性・刺激性	: 区分に該当しない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
眼に対する重篤な損傷性・刺激性	: 区分2 (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
呼吸器感作性	: データなし (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
皮膚感作性	: データなし (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
生殖細胞変異原性	: 分類できない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
発がん性	: 分類できない (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
生殖毒性	: 区分2 (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
特定標的臓器毒性	: 区分1 (中枢神経系、全身毒性) (イソ ^o ロ ^o ルアルコール) 区分3 (気道刺激性) (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)
(単回ばく露)	
特定標的臓器毒性	: 区分1 (血液系) (イソ ^o ロ ^o ルアルコール)

(反復ばく露)

誤えん有害性 : 分類できない (イソ^o 酢^o アルコール)

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性) : 区分に該当しない (イソ^o 酢^o アルコール)

- 生体毒性
- 残留性・分解性
- 生体蓄積性
- 土壌中の移動性

水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分に該当しない (イソ^o 酢^o アルコール)

- 生体毒性
- 残留性・分解性
- 生体蓄積性
- 土壌中の移動性

オゾン層への有害性 : 分類できない (イソ^o 酢^o アルコール)

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 : 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。
- 汚染容器・包装 : 容器を洗浄してリサイクルするか、廃棄する場合は、内容物をできるだけ除去後に処分する。
都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

- 国際規制
 - 国連番号 : 1993
 - 国連分類 : 引火性液体 クラス3
 - 海洋汚染物質の判定 (マルポール条約) : 非該当
- 国内規制
 - 容器イエローラベル : 引火性液体 (極性/水可溶) 127
- 輸送又は輸送手段に対する特別な安全対策 : 火気厳禁
容器の破損、漏れがないことをたしかめる。
荷崩れ防止を確実にを行う。
直射日光を避ける。
水漏れ厳禁
横積み厳禁
夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かないこと。
輸送容器は衝撃を与えないように、丁寧に取扱う。
転倒したり、激突させたりしない。

15. 適用法令

火薬類取締法	: 対象外
高圧ガス保安法	: 対象外
消防法	: 非危険物（アルコールの除外措置に該当）
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険有害物質（法第57条 施行令第18条 別表第9） イソプロピルアルコール 名称等を通知すべき危険有害物質 （法第57条の2 施行令第18条の2 別表第9） イソプロピルアルコール 危険物・引火性の物 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤
化学物質管理促進法 （PRTR法）	: 該当しない

16. その他の情報

記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。

また、注意事項は通常取扱を前提としたものなので、これらを参考にし、自らの責任において用途、用法に適した安全対策・適切な処置の実施をお願い致します。

※本書式は、JIS Z7253 : 2019 要求事項に準じて作成しております。